

- (1) 事前に審査員研修を実施する。
- (2) 第7条のうち審査主任の任務と第8条の審査員の責務の遵守について掌握する。
- (3) 受審者に対し審査の実施に関する指示及び諸注意を行う。
- (4) 審査員の採点した採点用紙の集計を行い、合格番号を整理し、合格者の発表を行う。
- (5) 審査員に事故のあった場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査が遅滞しないように万全を期する。
- (6) 審査員に審査会の運営に関する情報提供を行う。
- (7) 受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査が遅滞しないよう万全を期する。
- (8) 審査会場全般における秩序と環境の保全を図り、審査の進行管理円滑適正を行う。
- (9) 成員に適切な指示を行う。

(審査員の選考・任命)

【第5条】 段位の審査員は、審査員選考委員会の選考に基づき、会長が任命し、その氏名等を全剣連会長に報告しなければならない。

- 2 段位の審査員は、審査の都度、審査員名簿の中から選考する。
- 3 審査員選考委員会は、前項により審査員を選考したときは、速やかに全剣連の定める様式によって、その氏名等所定事項を記載した名簿を、全剣連会長に提出して報告しなければならない。
- 4 一級の審査員は、段位の審査員と同様に選考・任命されるほか、加盟団体長によっても選考・任命することができる。

(審査員の選考基準および審査員の数)

【第6条】 段級位の審査員を選考する基準は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数	年齢
一級	六段以上の者	実技 木刀稽古法	5名又は 3名	70歳以下
初段ないし三段	七段以上の者	実技・形・学科	5名	70歳以下
四段ないし五段	七段以上の者	実技・形・学科	6名	70歳以下

(審査会)

【第7条】 第4条第2項の規定により任命された審査委員長は、その都度段級位の審査会を構成する。

- 2 審査委員長の指名により段位審査会の審査場に審査主任1名を置く。
- 3 審査主任は、審査委員長の指揮を受けて、当該審査場の審査を運営するほか、審査員を掌握する。
- 4 審査場における審査主任の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 担当する審査場の運営に関し審査員を指揮し、適正な審査に当たる。
 - (2) 担当する審査場の係員に審査の運営に関する指示を行い、適正かつ円滑な審査の進行を図る。
 - (3) 審査員に事故のあった場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないよう万全を期する。
 - (4) 審査中、受審者に負傷等の事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、審査委員長に報告する等、審査が遅滞しないよう万全を期する。
 - (5) あらかじめ定められた方法により審査が行われているかを常に確認する。
 - (6) 審査場及びその周辺における受審者または見学者等の不適切な挙動を発見した場合は、直ちに審査を中止し、審査委員長に報告する等、速やかに審査の適正化を図る。
- 5 段位の審査は、すべて計画審査により実施する。
- 6 一級の審査は、計画審査により実施するほか、加盟団体主催の申請審査によつても実施することができる。(審様式1)
また、教育的機関等から申し出があり、剣道振興への寄与が認められると会長が判断した場合は、申請審査の実施を加盟団体に依頼することができる。
- 7 加盟団体が、申請審査を実施した場合、速やかに期日、場所、審査員名、受審者数、合格者数を愛媛県剣道連盟に報告しなければならない。(審様式2、3)

(審査員の責務)

- 【第8条】 審査員は、審査に当たり、常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。
- 2 審査員は、前項の責務を全うするため、審査の信用を傷つける行為又はその公正、公平を疑われる言動をしてはならない。
 - 3 審査員は、審査に支障を及ぼすおそれがあると疑われる財産上の利益の供与若しくは供應接待、又は利害関係を有する者と接見若しくは交信してはならない。
 - 4 審査員は、審査会において、みだりに他の審査場に入り出し、また、他の審査員に対し特定の受審者を益し又は害する言動をしてはならない。
 - 5 審査員は、審査に際し、合格または不合格の意思を表明しなければならない。

第2章 称号の審査

(付与基準)

【第9条】 称号は、鍊土、教士及び範士とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 鍊土は、剣理に鍊達し、識見優良なる者
- (2) 教士は、剣理に熟達し、識見優秀なる者
- (3) 範士は、剣理に通曉、成熟し、識見卓越、かつ、人格徳操高潔なる者

(受審資格)

【第10条】 称号を受審しようとする者は、剣連の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 鍊土 六段受有者で、六段受有後1年を経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者
- (2) 教士 鍊士七段受有者で、七段受有後2年を経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者
- (3) 範士 教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、加盟団体の選考を経て、会長より推薦された者又は全剣連会長が適格と認めた者

2 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上で、特に、会長より推薦された者で、審査員選考委員会において、第9条第1号の基準に達していると認められた者は、前項第1号の規定にかかわらず、鍊土の称号を受審することができる。

ただし、会長の推薦は、自らの剣道修行以外に剣道の振興に貢献がある活動を行っていると認めた者に限る。

(審査の方法)

【第11条】 審査の方法及び運営については、全剣連の定める規則、細則及び実施要領並びに剣連の定める実施要領による。

(審査の合否)

【第12条】 審査の合否は、全剣連の定める規則、細則及び実施要領による。

(特別措置)

【第13条】 全剣連会長は、称号の審査に関し、合格の決定を不当と認めたときは、全剣連選考委員会の意見を聴いてこれを取り消すことができる。全剣連会長は、この決定をしたときは、その旨を当該受審者に告知するとともに、剣連会長に通知しなければならない。

- 2 全剣連会長は、称号の審査に関し、特段の事由があると認める受審者については、審査会の評決を斟酌したうえ、全剣連選考委員会の意見を聴いて、これを合格とすることができます。
- 3 全剣連会長は、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対して合格を取り消し、又はその審査を停止することができる。この決定は、審査会の申し立てにより全剣連会長が行う。全剣連会長は、この決定をしたときは、その旨を当該受審者に告知するとともに、剣連会長に通知しなければならない。

第3章 段位の審査

(付与基準)

【第14条】 段位は、初段ないし八段とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 初段は、剣道の基本を修習し、技量良なる者
- (2) 二段は、剣道の基本を修得し、技量良好なる者
- (3) 三段は、剣道の基本を修練し、技量優なる者
- (4) 四段は、剣道の基本と応用を修熟し、技量優良なる者
- (5) 五段は、剣道の基本と応用を鍛錬し、技量秀なる者
- (6) 六段は、剣道の精義に鍛錬達し、技量優秀なる者
- (7) 七段は、剣道の精義に熟達し、技量秀逸なる者
- (8) 八段は、剣道の奥義に通曉、成熟し、技量円熟なる者

(剣連の審査)

【第15条】 剣連は、全剣連会長の委任に基づき、一級ないし五段の審査を行う。

- 2 前項の審査は、本規定によるほか、実施要領に定めるところによりこれを行う。
- 3 剣連の行う審査はこの規則に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県剣道連盟審査申し合わせ事項に定める。

(受審資格)

【第16条】 段位を受審しようとする者は、剣連の登録会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 初段 一級受有者で、満13歳以上の者
- (2) 二段 初段受有後1年以上修業した者
- (3) 三段 二段受有後2年以上修業した者
- (4) 四段 三段受有後3年以上修業した者
- (5) 五段 四段受有後4年以上修業した者
- (6) 六段 五段受有後5年以上修業した者

- (7) 七段 六段受有後6年以上修業した者
 (8) 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ満46歳以上の者
- 2 次の各号のいずれかに該当し、会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。
- (1) 二段ないし五段の受審を希望し、次の年齢に達した者
- | 受審段位 | 年齢 |
|------|-----|
| 二段 | 35歳 |
| 三段 | 40歳 |
| 四段 | 45歳 |
| 五段 | 50歳 |
- (2) 初段ないし五段の受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者
- | 受審段位 | 修業年限 |
|------|----------|
| 初段 | 一級受有者 |
| 二段 | 初段受有後3か月 |
| 三段 | 二段受有後1年 |
| 四段 | 三段受有後2年 |
| 五段 | 四段受有後3年 |
- 3 第2項第1号の場合の「特段の事由」とは、当該段位相当の付与基準に達していると認められるにもかかわらず、国外に居住したなどの事情により、受審することができなかったような場合をいう。この場合、受審者は、希望する段位を限定して受審するものとし、同時に複数の段位を受審することはできない。また、この場合の審査は、受審した段位についてのみ合否を決定するものとする。
- 4 第2項第2号の「特に優秀と認められる者」とは、全国規模の大会及び剣連が主催する大会等で抜群の成績を収め、かつ、技量が当該段位に匹敵するに十分と認められる者をいう。
- 5 第2項第1号および第2号の受審は、1回限りとする。

(審査の方法)

- 【第17条】 段位の審査は、実技、日本剣道形（以下「形」という。第6条の「形」も同じ。）及び学科について行う。
- 2 一級～三級の審査は、実技と木刀による剣道基本技稽古（以下「木刀稽古法」という。第6条の「木刀稽古法」も同じ。）によって行う。
- 3 一級～三級の審査において、木刀稽古法の不合格者は、その科目を再受審することができる。この場合の再受審の期間は、不合格となった当該審査日から1年

以内とし、回数は1回限りとする。

- 4 剣連が実施する講習会（形又は木刀稽古法）を受講し、認定審査で合格した者は、当該年度（3月の講習会の場合は次年度）に行われる審査会において、第1項の形又は第2項の木刀稽古法の審査を免除する。

（審査の合否）

【第18条】 一級の審査は、審査員5名の場合、3名以上の合意により合格、審査員3名の場合、審査員2名以上の合意により合格とする。

- 2 初段ないし三段の審査は、5名の審査員中3名以上の合意により合格とする。
3 四段ないし五段の審査は、6名の審査員中4名以上の合意により合格とする。

（特別措置）

【第19条】 会長は、初段ないし五段の審査に関し、合格の決定を不当と認めたときは、選考委員会の意見を聴いてこれを取り消すことができる。この場合の選考委員会の意見は、会長を除く他の委員3名以上の合意によって決する。会長は、この意見により合格の決定を不当と認め、これを取り消したときは、その旨を当該受審者に告知しなければならない。

- 2 会長は、初段ないし五段の審査に関し、特段の事由があると認める受審者については、審査会の評決を斟酌したうえ、選考委員会の意見を聴いて、これを合格とすることができます。会長は、審査会の評決を斟酌するに当たり、同審査会の意見を求めることができる。
3 会長は、初段ないし五段の審査に関し、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対しては、合格を取り消し、又はその審査を停止することができる。この決定は、審査会の申し立てにより会長が行う。会長は、本決定をしたときは、その旨を受審者に告知するとともに、選考委員会に通知しなければならない。
4 会長は、第1項ないし第3項の措置を行ったときは、速やかにその経緯を全剣連の定める様式によって全剣連会長に報告しなければならない。

（受審制限等）

【第20条】 剣連の会員で規定に定める資格を有しているものは、全剣連又は剣連の行う段級位審査を受審することができる。

- 2 剣連は、会員に対し、次の各号に該当する場合のほかは、全剣連への審査の申し込みを受け付けず、又は受審を拒否することができない。
(1) 会員としての義務を果たさず、会員として不適当な行為をした者
(2) 心身に障害があり、受審するこ^ル本人の安全その他の面において適当で

ないと認められる者

- (3) 犯罪容疑あるいは社会的信用を失墜する行為があり、剣道人として相応しくないと認められる者
 - (4) このほか、特別な事由により適當と認められない者
- 3 前項の措置は、剣連の理事会、またはこれに準ずる機関の議を経て行うものとする。
- 4 剣連の審査実施者は、審査の実施に当たり、次の各号に該当する者について受審を差し止めることができる。
- (1) 心身の異常または障害が認められ受審することが適當でないと認められる者
 - (2) 剣道試合・審判規則第15条に規定する薬物等を使用していると認められる者
 - (3) 受審に当たり不正を行い、又は行おうとした者
 - (4) 審査会場の秩序を乱すような行為をした者

第4章 称号および段位の返上等

(称号及び段位の返上・剥奪)

【第21条】 会長は、称号、段位の受有者が刑罰法令に触れるような行為をし、その他称号、段位を辱めるような非行があったと認めるときは、その者に称号、段位の返上を命じるよう、あるいは、これを剥奪するよう全剣連会長に申し立てをすることができる。

- 2 前項に関する事実調査は、全剣連綱紀委員会において行う。
- 3 全剣連綱紀委員会の長は、事実調査のため会長に所要事項を照会し、その報告を求めることができる。
- 4 前項の照会を受けた会長は、速やかに報告をしなければならない。

(称号及び段位の復活)

【第22条】 前条の規定により称号、段位を返上し、若しくは剥奪された者、又は会長は、称号、段位の復活をするよう全剣連会長に申し立てをすることができる。

第5章 雜 則

(情報の提供)

【第23条】 会長は、必要に応じ、審査の合否に関する概括的事項を受審者に提供することができる。

- 2 前項による情報の提供を求める能够なのは、受審者のみとし、その者の合否に関する事項に限定される。
- 3 受審者以外の者は、いかなる名目にせよ、審査の経緯、審査員の氏名等の情報の提供を求める能够性がない。

(審査料等)

【第24条】 受審者は、第3項に定める称号及び六段以上の段位の審査料並びに称号及び段位の合格にともなう登録料は剣連を経て全剣連に納入しなければならない。

- 2 受審者は、第3項に定める称号及び段級位の審査料並びにそれらの合格にともなう登録料を剣連に納入しなければならない。
- 3 第16条第2項第1号に規定する登録料は、初段より累計した額とする。
- 4 有段者が第16条第2項第1号の規定により受審し、合格した場合の登録料は、前項の規定にかかわらず、受審時の直上段位ないし合格した段位の累計した額とする。
- 5 一級の審査を加盟団体が実施したときは、登録料のうち1,500円を剣連に納入するものとする。
- 6 受審者の納入金額は下記による。

(1) 70歳未満

単位：円

称号 段級位	審査料			登録料				総合計
	全剣連	剣連	合計	全剣連	剣連	入会金	合計	
範士				82,500	43,450		125,950	125,950
教士	11,000	13,200	24,200	49,500	29,150		78,650	102,850
鍊士	7,700	12,430	20,130	33,000	27,500		60,500	80,630
八段	8,800	13,420	22,220	57,750	28,875		86,625	108,845
七段	7,700	13,090	20,790	41,250	28,325		69,575	90,365
六段	6,600	11,440	18,040	24,750	26,675		51,425	69,465
五段		8,800	8,800	9,900	14,410		24,310	33,110
四段		7,700	7,700	6,600	11,440		18,040	25,740
三段		6,600	6,600	4,950	9,955		14,905	21,505
二段		5,500	5,500	3,300	7,370		10,670	16,170
初段		4,400	4,400	2,530	7,117		9,647	14,047
一級		1,100	1,100		2,750	1,500	4,250	5,350

注記：初段以上の剣連登録料は、振興費4,000円を含んでいる。

(2) 70 歳以上

単位：円

称号 段級位	審査料			登録料				総合計
	全剣連	剣連	合計	全剣連	剣連	入会金	合計	
範士				41,250	21,725		62,975	62,975
教士	11,000	13,200	24,200	24,750	14,575		39,325	63,525
鍊士	7,700	12,430	20,130	16,500	13,750		30,250	50,380
八段	8,800	13,420	22,220	28,875	14,438		43,313	65,533
七段	7,700	13,090	20,790	20,625	14,163		34,788	55,578
六段	6,600	11,440	18,040	12,375	13,338		25,713	43,753
五段		8,800	8,800	4,950	7,205		12,155	20,955
四段		7,700	7,700	3,300	5,720		9,020	16,720
三段		6,600	6,600	2,475	4,978		7,453	14,053
二段		5,500	5,500	1,650	3,685		5,335	10,835
初段		4,400	4,400	1,265	3,559		4,824	9,224
一級		1,100	1,100		1,375	1,500	2,875	3,975

注記：初段以上の剣連登録料は、振興費 2,000 円を含んでいる。

(外国人の取り扱い)

【第 25 条】 外国人の称号及び段位の審査に関する諸手続その他については、本規定を準用するほか、諸手続については別に定める。

- 2 外国人が称号を受審するためには、当該外国人が属する国の団体会長の推薦に基づき、全剣連会長の承認を必要とする。
- 3 外国人が教士又は範士の称号を受審するためには、規則に定める鍊士又は教士の称号受有者でなければならない。
- 4 外国の段位を有する者が全剣連の段位を受審しようとするときは、第 2 項の規定を準用する。

剣道称号・段級位審査実施要領

称号審査の方法

1 鍊士の審査

- (1) 鍊士を受審しようとする者の備えるべき条件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的見識に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 剣連が行う講習を受け、鍊士として必要とされる、日本剣道形・審判法・

指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者又は全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記の認定の全部又は一部を省略することができる。）

- (4) 愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定第10条第1号の第1種公認審判員を取得し、第13条の講習の義務を果たしている者
ただし、本人の申し出により71歳以上の者は義務を免除することができる。
 - (5) 剣連が主催する称号錬士推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会を年1回以上受講の義務を果たしている者。
- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（全剣連様式第5号自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、加盟団体に提出する。
 - (3) 加盟団体は、申請書及び小論文に加盟団体の推薦書を添えて剣連に提出する。
 - (4) 会長は、選考委員会の議を経て、上記(1)の要件に該当すると認めた者について、申請書と小論文に剣連の推薦書（全剣連様式第7号）を付して全剣連会長に候補者として推薦する。
 - (5) 合否の決定は全剣連会長が行う。
 - (6) 審査は通常年2回実施する。

2 教士の審査

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき条件
 - ① 剣道実技の修練を続けている者
 - ② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的見識に富み、健全な社会生活を営む者
 - ③ 全剣連又は剣連が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導および審判の経験を有する者（全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者又は全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記の認定の全部又は一部を省略することができる。）
 - (4) 愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定第10条第1号の第1種公認審判員を取得し、第13条の講習の義務を果たしている者
ただし、本人の申し出により71歳以上の者は義務を免除することができる。
 - (5) 剣連が主催する称号教士推薦のための日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法講習会を年1回以上受講の義務を果たしている者。
- (2) 教士を受審しようとする者は、別に定める申請書（全剣連様式第4号自筆）

を加盟団体に提出する。

- (3) 加盟団体は、申請書に加盟団体の推薦書を添えて剣連に提出する。
- (4) 会長は、選考委員会の議を経て、上記(1)の要件に該当すると認めた者について、申請書に剣連の推薦書（全剣連様式第6号）を付して、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (5) 全剣連会長は、候補者に対し日本剣道形・審判法・指導法・剣道の一般素養に関する筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。
- (6) 審査は通常年2回実施する。

3 範士の審査

- (1) 会長は、選考委員会の議を経て、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規則第8条第3号に定める付与基準に該当すると認めた者について、推薦書（全剣連様式第3号）を提出し、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 全剣連は、規則第9条第1項第3号の受審資格を備えた者について、候補者名簿を作成する。
- (3) 全剣連は、候補者名簿に記載された者についての予備調査を実施し、調査結果を審査会に提出する。予備調査は、下記の事項について行う。
 - ① 剣道人として実践してきた実績
 - ② 指導者としての実績
 - ③ 論文、講演録などの専門的業績
 - ④ 人物、識見、剣理に対する評価
 - ⑤ 剣道およびその他、武道修業全般に関すること
- (4) 全剣連会長は、予備調査に関し、必要と思われる範囲において、審査員、会長以外の第三者に評価意見を求めることができる。
- (5) 審査は通常年2回実施する。

段級位審査の方法

- 1 一級～三級審査の木刀稽古法の内容は以下のとおりとする。
なお、受審者は元立ち、掛け手のいずれかを行う。
ただし、途中元立ちと掛け手を入れ替えて実施する。

受審級位	木刀による剣道基本技稽古法
一級	基本1～9まで
二級	基本1～6まで
三級	基本1～4まで

- 2 五段以下の実技審査は、規則第14条に定める付与基準に基づくほか、特に下

記の項目を着眼点として、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1) 初段ないし三段

- ① 正しい着装と礼法
- ② 適正な姿勢
- ③ 基本に則した打突
- ④ 充実した気勢

(2) 四段及び五段

初段ないし三段の着眼点に下記の項目を加えたもの

- ① 応用技の練習度
- ② 鍛錬度
- ③ 勝負の歩合

3 六段ないし八段の実技審査は、初段ないし五段の着眼点に加え、下記の項目について、更に高度な技量を総合的に判断し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

- ① 理合
- ② 風格・品位

4 形審査における日本剣道形の実施本数は次のとおりとする。ただし、初段及び二段については、本数を示しており、剣連が太刀の形の中から選択し課すことができる。

受審段位	日本剣道形の審査本数
初 段	太刀の形3本
二 段	太刀の形5本
三 段	太刀の形7本
四 段	太刀の形7本と小太刀の形3本
五 段	太刀の形7本と小太刀の形3本
六段ないし八段	太刀の形7本と小太刀の形3本

5 段級位審査の実技、形・木刀稽古法の審査方法は、別に審査員申し合わせ事項に定める。

6 五段以下の学科審査は、剣連の定めた方法によって行う。

ただし、社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、五段の学科審査を免除する。

7 段級位審査を受審しようとする者は、段級位審査申込書（審様式4）を加盟団体に提出する。

8 加盟団体は、申込書に審査申込明細書（審様式5）を添えて愛媛剣連に提出する。

公認審判員制度運営規定

第1章 総則

(趣旨)

【第1条】この規定は、愛媛県剣道連盟（以下「剣連」という。）の剣道試合における審判技量の向上を図り公平厳格な試合運営及び審判を実現させることをもって、正しい剣道の発展に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

第2章 公認審判認定審査員会

(公認審判員認定審査員会の設置)

【第2条】剣連に公認審判員認定審査員会（以下「認定審査員会」という。）を置く。

(認定審査委員会の任務)

【第3条】認定審査委員会は、愛媛県剣道連盟公認審判員制度運営規定（以下「規定」という。）を正しく運営するために必要な次条所定の業務を行うことを任務とする。

(認定審査員会の業務)

【第4条】認定審査員会は、次の業務を行う。

- (1) 活動計画の立案及び活動報告に関すること。
- (2) 規定の改正の発案に関すること。
- (3) 公認審判員認定委員会（以下「認定委員会」という。）の開催に関すること。
- (4) 剣連が主催する剣道大会またはこれに準ずる大会の指導に関すること。
- (5) 剣連が主催する剣道大会またはこれに準ずる大会の審判員の指導講習及びその技量の把握に関すること。
- (6) その他必要と思われる事項に関すること。
- (7) 委員の中から主催大会における審判長、審判主任を務めることが望ましい。

(認定審査委員会の組織)

【第5条】認定審査員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- (1) 委員は、概ね15名とし、剣連常任理事会において指名して剣連会長が委嘱する。

- (2) 委員長、副委員長は、それぞれ1名とし、委員の互選とする。
- (3) 委員は、75歳以下（76歳誕生日前日）で、教士七段以上の段位にある者の中から心技ともに卓越した者をもって選定するものとする。
- (4) 認定委員は、大会等に参加した場合は、認定審査員胸章を左胸につけるものとする。

（委員長等の職務）

【第6条】委員長は、認定審査委員会を代表し、業務を統括する。

- (1) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたとき委員長の職務を代行する。
- (2) 委員は、認定審査委員会の活動に参加し、議決並びに執行する。

（認定審査委員会の招集）

【第7条】認定審査委員会の会議は、委員長が必要あると認めた場合に日時及び場所を定めて招集する。

（文書簿冊の備付け）

【第8条】認定審査委員会は、その活動状況及び業務内容等を明らかにするために必要な文書簿冊を備付け、記録しなければならない。

第3章 公認審判員

（公認審判員の基本的心構え）

【第9条】公認審判員に認定された者は、平素から礼儀を重んじ審判技術の鍛磨に心掛け、いかなる場合にも公平な審判に努め、もって正しい剣道の実現伝承を図らなければならない。

（公認審判員の種別等）

【第10条】公認審判員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 剣道六段以上取得者から第1種公認審判員（70歳以下：71歳誕生日前日）を選定し、剣連主催にかかる大会の審判にあてる。
- (2) 剣道五段取得者から第2種公認審判員（70歳以下：71歳誕生日前日）を選定し、剣連主催にかかる大会と加盟団体及び支部団体が主催する審判にあてる。ただし、加盟団体の行う大会については、71歳以上であっても加盟団体が主催する公認審判員講習会を受講している者は年齢制限を問わない。

(3) 剣道三、四段取得者(高校生以下を除く。)のうちから第3種公認審判員(70歳以下:71歳誕生日前日)を選定し、加盟団体及び支部団体が主催する大会の審判にあてる。ただし、加盟団体の行う大会については、71歳以上であっても加盟団体が主催する公認審判員講習会を受講している者は年齢制限を問わない。

(4) 認定審査委員は、第1種公認審判員の資格を有する者とする。

2 それぞれの公認審判員が審判をすることができる大会の種別に、例外として次の場合も審判をすることができるものとする。

(1) 第1種公認審判員は第2種公認審判員及び第3種公認審判員をもってあてる大会の審判を、また第2種公認審判員は第3種公認審判員をもってあてる大会の審判をすることができるものとする。

(2) 大会の主催者が必要と認めたときは、第1種公認審判員をもってあてる大会の審判に第2種公認審判員をもって補い、第2種公認審判員をもってあてる大会の審判に第3種公認審判員をもって補うことができる。

(公認審判員の認定)

【第11条】公認審判員は、認定審査会の審査を経て認定される。

- (1) 公認審判員の認定を受けようとする者は、剣連加盟団体の推薦を得て剣連会長宛の公認審判員認定申請書に必要事項を記入のうえ申請するものとする。
- (2) 認定申請を受理した認定審査委員会は、認定審査会を開催し、申請者の人格識見及び審判技量について審査し、認定の是非を決定するものとする。
- (3) 公認審判員の認定を辞退しようとする者は、加盟団体を経て公認審判員辞退届により認定審査委員会に届け出るものとする。
- (4) 認定審査の方法は、3名以上の認定審査員で合否の判定を行う。ただし、基準等認定審査会に関する事項は、認定審査委員会に一任する。

(公認審判員認定証等)

【第12条】剣連会長は、認定審査委員会の認定に基づき認定料と引き換えに公認審判員認定証及び公認審判員胸章を授与する。

- (1) 公認審判員は、審判員として委嘱され大会に参加した場合は胸章を左胸に付けることとする。
- (2) 胸章は、他人に譲渡したり貸借してはならない。
- (3) 胸章を紛失した者は、認定審査委員会に公認審判員胸章再交付申請書を提出し再交付を受けるものとする。
- (4) 公認審判員の資格を辞退した者は胸章を認定審査委員会に返却しなくてよい。

(公認審判員の義務)

【第 13 条】公認審判員は、加盟団体の行う認定講習会を受講しなくてはならない。

(認定講習会の開催)

【第 14 条】加盟団体は、毎年 1 回以上の認定講習会を開催しなくてはならない。

(認定料等)

【第 15 条】審査料、認定料、講習料及び再交付料（以下「認定料等」という。）は、理事会でこれを定める。

- (1) 一度納入した認定料等は、これを返却しない。
- (2) 公認審判員を辞退したときなど有効期間内に公認審判員の身分を失ったときは、認定料等を返却しない。

(審判員の委嘱等)

【第 16 条】県内におけるすべての大会（加盟団体及び地方自治体が主催するものなども含む。）の審判員は、第 10 条に定める公認審判員に委嘱しなければならない。

(規定の改廃)

【第 17 条】この規定の改廃は、理事会で審議し総会の決議を経て行う。

附則

この規定は令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

一般社団法人愛媛県剣道連盟旗



赤 → 忍耐（耐える）

黄 → スピード（早さ）

緑 → ストロング（強さ）

剣道に必要な精神的な忍耐

動作的な早さ、結果的な強さを表現

2003年「野村彰史」氏 作



剣連奨励マーク



剣連ロゴマーク

愛媛県剣道連盟スローガン

剣道は昔も今もこれからも

一般社団法人愛媛県剣道連盟 奨励マーク





奨励マーク



奨励マーク

一般社団法人愛媛県剣道連盟 定款・規定集

編者 俊野 徹人
白石武平太
藤岡 渉
大城戸 功
村上 高志
近藤 英俊
黒下 敏男
田邊 重義
佐伯 和洋
白石 學
中川 一則
菊池 新八
伊田 尚史
太田洋一郎

発行日 令和5年4月1日
編集・発行 一般社団法人 愛媛県剣道連盟
松山市朝生田町5丁目3-28 福泉ビル205
TEL (089) 941-9394
FAX (089) 941-3013

<http://www.ehimekendo.gr.jp/>

発行人 俊野 徹人
印刷 有限会社 黒川印刷
〒794-0038 今治市末広町2丁目3-17 TEL (0898) 22-2563